

第3回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月18日(水) 13時30分～14時10分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 11人

会長	10番	高橋 藤人	委員	境 祐二	推進委員
	1番	三上 豊	委員	大川 元樹	推進委員
	2番	浅利 力	委員		
	3番	佐々木清春	委員		
	4番	外崎 雅彦	委員		
	5番	三浦 隆彦	委員		
	6番	藤田 重孝	委員		
	7番	須藤美恵子	委員		
	8番	原子 一行	委員		

4. 議事日程

議案第5号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第6号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
報告第6号	農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて
報告第7号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第8号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第9号	令和8年度最適化活動の目標の設定等の公表について

5. 農業委員会事務局職員

局長 渡邊 英晃 次長 齋藤 孝嗣 主事 白戸 優之

6. 会議の概要

次長（齋藤） 大鰐町農業委員会憲章唱和を行ないますので、皆様御起立ください。

局長（渡邊） ただいまから、第3回大鰐町農業委員会総会を開催いたします。
高橋会長、挨拶をお願いします。

会長（高橋） （挨拶）

局長（渡邊） 会長ありがとうございました。引き続き進行をお願いします。

議長（高橋） 本日は、委員15名中11名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） それでは、私の方から指名いたします。
5番の三浦隆彦委員と、6番の藤田重孝委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第5号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第5号について説明いたします。
（P1）整理番号1番は、苫木字長谷田の畑2筆1,648㎡を売買により所有権移転する申請です。
整理番号2番は、苫木字長谷田の畑3筆2,454㎡を売買により所有権移転する申請です。
整理番号3番は、三ツ目内字水沢出口の田1筆727㎡を売買により所有権移転する申請です。
（P2）整理番号4番は、三ツ目内字水沢出口の田3筆7,245㎡を年間玄米7俵で5年間賃貸借する申請です。
整理番号5番は、唐牛字福島の田8筆20,172㎡を年間160,000円で3年間賃貸借する申請です。
整理番号6番は、苫木字長谷田の田3筆2,474㎡を年間玄米2.5俵で10年間賃貸借する申請です。
（P3）整理番号7番は、唐牛字東田の田2筆2,942㎡を売買により所有権移転する申請です。
農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。

議長（高橋） 議案第5号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） 異議がないようですので、議案第5号は原案のとおり許可することにいたします。

続いて、議案第6号、農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について、事務局より説明をお願いします。

事務局(白戸) 説明に入る前に、資料の修正があります。
資料の6ページの利用権の設定内容の借賃料に誤りがあります。
大鰐町長峰砂沢平60番の金額14,500円から7,400円へ、89番1の金額を14,400円から7,000円へ、合計金額を28,900円から14,400円へ修正をお願いします。

議案第6号について説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものです。

(P5~6)は、長峰字砂沢平の田2筆2,890㎡を農地中間管理事業により10年間賃貸借するものです。

議長(高橋) (P5~6)について、質問・意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋) 異議がないようですので、(P5~6)については、異議なしとすることにいたします。

続いて、(P7~10)については、農業委員会等に関する法律31条、議事参与の制限により三上豊委員には、退出をお願いします。

(三上豊委員 退出)

議長(高橋) それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局(白戸) (P7~8)は、居士字東田の田2筆4,325㎡を農地中間管理事業により10年間使用賃貸借するものです。

(P9~10)は、森山字古館ほかの田2筆5,197㎡を農地中間管理事業により10年間賃貸借するものです。

議長(高橋) (P7~10)について、質問・意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋) 異議がないようですので、(P7~10)については、異議なしとすることにいたします。

(三上豊委員 入室)

議長(高橋) それでは、(P11~12)について、事務局より説明をお願いします。

事務局(白戸) (P11~12)は、唐牛字富岡の田1筆2,696㎡を農地中間管理事業により存続期間3年間賃貸借するものです。

議長（高橋） （P11～12）について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） （P11～12）についても異議がないようですので、議案第6号については、異議なしとすることにいたします。

続いて、報告第6号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 報告第6号について説明いたします。
（P14）令和8年1月13日で3条許可を受けたが、譲受人の都合により令和8年2月3日付けで取消し提出あったので、報告します。

議長（高橋） 報告第6号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） 異議がないようですので、報告第6号は原案のとおり受理することにいたします。

続いて、報告第7号、農地法第3の3条第1項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 報告第7号について説明いたします。
（P16）今回の受理は、8件で田が21筆、畑が33筆の計54筆120,772.85㎡が相続されました。

議長（高橋） 報告第7号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） 異議がないようですので、報告第7号については原案のとおり受理することにいたします。

続いて、報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 報告第8号について説明いたします。
（P17）今回の受理は、2件です。農地法第3条により賃貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議長（高橋） 報告第8号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） 異議がないようですので、報告第8号は原案のとおり受理することにいたし

ます。

続いて、報告第9号、令和8年度最適化活動の目標の設定等の公表について事務局より説明をお願いします。

事務局(白戸) 報告第9号について説明いたします。

(P19) 委員任命が令和6年4月1日から令和9年3月31日です。また、認定農業者がこれまでの130から129へ1の減、農業参入法人は3経営体です。

(P20) 最適化活動の成果目標(1) これまでの集積面積が598haから600haへ2ha増え、集積率も0.1%上がりました。

(P21) 新規参入の促進は、令和6年度の新規参入者が2名で0.7haを耕作している状況となっております。最適化活動の活動日数を昨年度から10日に設定しており、今年度も10日を活動日数としました。活動日数が増えますと交付金に反映されるので1日でも多く活動していただきたいと思っております。

議長(高橋) 報告第9号について、質問・意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋) 異議がないようですので、報告第9号は原案のとおり公表することにいたします。

これで、全ての議案の審議が終了しました。御協力ありがとうございました。議事は終了しましたが、事務局から報告がありますのでお願いします。

事務局(白戸) 相続放棄地の賃借や不動産登記についての質問がありましたので、その回答をいたします。

相続放棄地を賃借、売買により登記するためには、裁判所が弁護士又は司法書士に対して、投棄を行う農地の相続財産清算人に選定することとなります。その弁護士と賃借や売買の手続きを行うこととなります。

しかし、添付資料に記載のとおり、弁護士又は司法書士を相続財産清算人に選定するためには、裁判所に対して多岐にわたる書類を提出しなければなりません。そのため、個人での対応は難しくなるため、弁護士等に依頼することとなり、費用が多くかかる傾向になります。

このような案件は、裁判所が担当となるため、裁判所や弁護士等に御相談くださるようお願いいたします。

委員(三浦) 質問への回答ありがとうございます。追加で質問があります。口約束で借りていたりんご畑が、その土地の所有者が亡くなり、その土地の相続人も相続放棄をする予定とのこと。その相続人にもりんごの木に手をかけないでほしいこの場合、木を処分しなければならないと思うが。個人や中山間などで木を処分するということが問題ないのか。

事務局(齋藤) その件については、事務局でも把握しておりましたが、解釈が違っておりました。相続人にりんごの木に手をかけないでほしいという話であれば、耕作者の方が連絡を取ることが良いかと考えられます。

また、県の担当者へもこのような場合の対処について確認をしておきます。

議長（高橋）

他に委員の皆様から何かありませんか。

ないようですので、以上をもちまして、第3回総会を閉会いたします。